

児童手当支給のお知らせ

支給を受けるためには、手続きが必要です。

- ▼対象 本市に住民登録があるかたで、小学校終了前の児童（12歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育しているかた
- ▼持ち物 印鑑
- ▼請求者の振込口座の番号が分かるもの
- ▼基礎年金番号が分かるもの
- ▼前住所地の平成21年度所得課税証明書（平成21年1月1日以降に転入したかた）
- ▼請求者の被保険者証（国民健康保険被保険者以外のかた）
- ※公務員のかたは、勤務先へ手続きしてください。

- ▼支給月額
 - ▼3歳未満 100000円
 - ▼3歳以上 第1・2子 50000円
 - ▼第3子以降 100000円
- ※所得限度額以上のかたは、児童

問い合わせ先 国保年金課長寿医療係 (☎) 23 5 1 1 1 1 内線 2 4 7

扶養親族と所得限度額

扶養親族などの数	所得限度額	
	国民年金加入者 (自営業など)	厚生年金等加入者 (サラリーマンなど)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円

- ▶扶養親族などの数が4人以上の場合、所得限度額は1人につき38万円が加算されます。
- ▶老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合、1人につき所得限度額に6万円が加算されます。
- ▶各自の所得からは一律8万円が控除されます。
- ▶1～4月の期間に申請したときは前々年の所得、5～12月の期間に申請したときは前年の所得が適用となります。

手当が支給されません。所得が変更になったり、扶養人数が増えたりしたかたは、受給となる場合がありますので、ご相談ください。

国民健康保険税のお知らせ

平成21年度の国民健康保険税の介護分の課税限度額が9万円から10万円に改正されました。

国民健康保険税の納税通知書は、7月に納税義務者（世帯主）あてに

郵送します。

問い合わせ先

国保年金課国保係

(☎) 23 5 1 1 1 1 内線 2 4 2

災害時要援護者支援事業を実施します

本事業では、自力で避難することができない障害者やお年寄りなどの「要援護者」を、町内会を中心とした「地域」で見守り、災害時に「地域」で必要な支援を受けられる体制を整備します。

要援護者名簿への登録対象

- ▼70歳以上の一人暮らしのかた
- ▼介護保険の要介護3～5のかた
- ▼身体障害者手帳1級または2級のかた（ただし、心臓、腎臓のみの障害のかたを除きます。）
- ▼愛護手帳Aのかた
- ▼精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- ▼避難のための移動ができない、判断ができないかたなど
- ※施設入所中や長期入院中のかたを除きます。

要援護者名簿への登録手順

- ①近所から「地域支援者」を2人選び、同意を得ます。
- ②申請書に必要な事項（氏名や住所、電話番号、同居人数、地域支援者・家族の電話番号など）を記入し、町内会を経由して、福祉課（市役所新館1階）に提出。
- ③「要援護者」に登録した場合は、

要援護者本人と地域支援者に通知します。ただし、に支援が必要ないと判断されるかたは、申請できない場合があります。

要援護者名簿の管理方法

「要援護者」に登録されたかたの情報（本人の氏名、住所、生年月日など）は、町内会と消防団、地域支援者にお知らせします。また、家族の連絡先などの情報は市役所と消防本部で管理し、必要に応じ民生委員にお知らせします。

要援護者名簿は、町内会など近隣地域で要援護者を把握し、災害発生時に安否確認などを迅速に行うために役立つものです。

ただし、災害発生時の救助を確約するものではありませんので、ご理解ください。

6月1日号の広報とわだと一緒に「災害時要援護者支援事業のお知らせ」や申請書などを各町内会へ配布しました。申請方法は各町内会で異なりますので、町内会の方法に従ってください。

問い合わせ先

福祉課福祉係 (☎) 23 5 1 1 1 1 内線 2 6 2

介護保険課高齢福祉係 (☎) 23 5 1 1 1 1 内線 2 5 3